時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も共用を爲さゞると尠からざれバ斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

● 時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直擔ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

日本の美術及び衣服（前號の續き）

余が前段に於て日本の美術は文明世界に於て評判甚ぶ宜しき其例證として二三の事實を擧げたるものハ當國の人ゞ日本の美術ハ殆んど全體の部を通じて耻づべき所なきのみか却て天下に誇稱するに足るものたることを知らし先んが爲めなり日本にて家を飾り婦人の姿を裝ふ所の風俗は皆此美術を本として應用の神を現はしたるものなるゝ今や固有の風俗を變せざる可らずと云ふハ抑も何の理由あるや更に其意を得ざるなり然れども凡そ婦人と申すものは世界何處も同じく流行ゝ誘はれ易ければ日本が一朝國を開いて西洋の事物に逢ひ其洪大壯麗に眩惑しゝる眼を以て自國の風を顧みれば一として非あらざるはなし既に彼れの美に驚くときは衣服の制も亦これゝ倣はんと欲するは當然の順序にして西洋は文明開化と稱せらるゝ國なれバ服制も亦文明なるべし日本の服制は西洋と異なれるが故ゝ亦不開化なる可らずと考ふるも敢て怪むに足らざるが如くなれども餘事は扨置き此一事丈けは間違なりと云はざるを得ず何となれば余が證明せし如く日本の衣服は西洋の何れの國ゝも劣らざる一種風韻高き美術に成りたるものあればなり然るに近來日本の婦人が外國の服制を模するの擧動あるは右の間違より出でたること亦疑ある可らざるあり

此邊の事情ハ外國人も能く解したりと雖も其解釋に苦しむは日本の半白老成人が心弱くも斯る時流に流るゝの一事なり自家の妻女と強ひて日本婦人に似合はざる洋服を裝はしむるのみならず甚だしきは或る女學校の生徒をして服制を改めしめたるものあり外國人は傍より觀て默止するに堪へず何等の目的あれば斯る策に出づるやと常ゝ疑問を發すれども曾て道理ある滿足の返答を得たることなし若しもろの士人の目的にして獨り從來の服制を改め外國れ風に變せんとするにあらば必ずある外國人ハ之を見て以て智者の事とあさざるならん蓋し右等の人々と雖も固信してろれ事を行ふ以上は自ら之を正當なりと認むる所の理由なかるべからず而して外國人の考を以てすれば其理由とする所の第一ハ洋服は日本在來の衣服に比して經濟上の利ありと云ふことあらんなれども事實決して然らざるは日本人も外國人も共に一般に許す所なり第二の理由は洋服は日本服よりも衛生の道に適するものなどと云ハんか余は[illegible]たるの實格を以て否と答へんのみ日本れ服制こり種々の點に於て身體の自然と健康とに適すること遙かに洋服に優れりと云ふべし第三の理由は洋服は日本婦人の服裝として一層その風采の美を増すべしとの説あるべけれども余の既に説明したる如く日本婦人の洋裝は年齡の老少に論なくその風采を增さゞるのみあらず日本の婦人は日本固有の服裝をなすてこそ却て見榮もよく且つ美麗にもあるべけれ又第四の理由は以上列擧しゝる諸種の不便にも拘らず日本人は其婦人の服制を改むるを以て外國人の歡心を買ひ且つその尊敬をも得べしと考へゝるゝあるゝとならんが（余が此服制を論ずるに當り文中屢〻外國人と云ふ語を用ひたるは今の日本人の常として外國人の説とあらば何事に限らず善惡の詮議に及ばずえて耳を敬つるの風あるを以てなり）此最後の理由に對する余の答辨は既に前にも記せ差如く外國人は却て日本固有の服裝を喜ぶものにして日本婦人が無雅不粹なる西洋服を着たるろの風態は如何にも武骨殺風景ゝ見えて外國人の餘所目にも常に不愉快に感ずる所あるがこの不快の感は事實、外國人が日本れ婦人を憐れむの情に出づるか否らざればその間違ひを嘲笑する兩様の一つに外ならずして日本固有の服裝したる日本の婦人に接することそ外國人の最も喜ぶ所なるべしと云ふにわらんのみ

然れども日本人の如此才智ゝ乏しからざる人民にして何等の理由もなきに漫然服制の變更を企つる筈もあく且つ全く他を模倣するが爲めならざるは勿論の事あるべけれど如何せん外國人中一人もその深遠の理由を了解したるものあることなし畢竟我々外國人が不敏にして未だその眞因を知る能はざるが爲めならんなれば我々は大方ゝ向てろの無知の開導を祈るものなり（完）

官報

○告示の衍字　去月六日の本紙官報欄内に掲げたる遞信省告示第二十六號中第十四條の（第三號書式）及び第十五條の（第四號書式）とある括弧内の文字は兩ながら衍ありと昨日の官報ゝ是正したり

○大藏省訓令第二十號　府縣　沖繩縣ヲ除ク

明治十七年（八月）當省第六十四號達酒造税則取扱心得書第十九項ヲ左ノ通更正ス

明治廿一年四月廿四日　大藏大臣伯爵松方正義

第十九項　醪類及胴張桶其他異様ノ桶類ニシテ前項ノ式量法及算則ニ據リ實量ヲ得難シト認ムルモノハ便宜適當ノ方法ヲ以テ之ヲ査定スヘシ

但醪類ハ號石數等ハ木札ニ書載シ之ヲ正面ニ附シ置カシムヘシ

○和蘭公使館事務代理　本邦駐劄和蘭兼瑞典諾威辨理公使ファンデルポット氏近日旅行せるに付き其不在中は公使館書記官兼譯官ファンドポルデル氏通常事務を代理す

○新任英國代理判事及領事事務　在上海英國上等裁判所副判事ジョージ、ヂャミーソン(George Jamieson)氏は今般故ロベルトソン氏の後任として在横濱英國裁判所代理判事を命せられたるに依り同氏來任までは領事代理ホール氏ゟ臨時右代理判事の事務を處辨し又在東京同國副領事代がビンス氏は在横濱副領事の事務を代理するに由り東京副領事の事務は公使館書記官アストン氏へ委任せり

○歳入第二整理簿備考の一欄增設並歳入報告書式の照會　德島縣知事より去る十日附を以て大藏省主計局長へ大藏省訓令第十三號歳入歳出計算記簿規程中甲第十一號二部歳入月計簿整理簿式並に同省令第二號歳入歳出出納規則書式中第十八號及第二十號甲乙書式改正に付きては金庫の歳入月額を區分するには第二整理簿中摘要と借方金額との區畫間に備考の一欄を設け何月分とあし整理し然るへきや將た自今は金庫收入月の區分を要せず縣廳記帳の月を以て何月分の歳入として整理すへき儀なるや又前項後段の通り整理すへき儀なれは昨年六月大藏省訓令第四十一號同四十六號金庫歳入金毎月報告表に照合の上送附の件は自然消滅に屬する儀あるや又歳入報告書改正書式には下戻額の一欄を設けられたり就きては昨年二月大藏省令第二號を以て改正歳入取扱順序第六條に據り既納金支拂濟報告は恰も重複に屬するを以て自今之を要せさるや將た從前の通り會計主務官ゝ於て仕拂切符發行せし都度報告せへき儀なるやと照會ありしゝ大藏省主計局長より昨二十三日附を以て第一項第二項歳入報告書は從前の通り金庫毎月報告表を添へ送附すへき儀に付き第一部歳入に在りては徵税額第一整理簿、第二部歳入に在りては徵收額整理簿に於て各其摘要欄内ゝ（特に備考の欄を設くるゝ及はそ）實收の月日を記載し金庫納濟の月分を以て整理相成度第三項は後段申越の通りと回答ありたり

雜報

○歐洲渡航記事　曩頃獨逸伯林府へ留學の爲め獨逸郵船に搭えて渡航したる西村謙吉氏が此程本社へ送り越したる書面れ中に其航海中各地の港灣へ立寄りて實地に目擊したる所の記事も後の渡航者の裨益ともなるべきもの少なからざれば左に略記えて讀者の一覽に供す

香港　歐洲ゝ直航する者が横濱を解纜して六日目ゝ至れば最早日本の山は見えず四望渺々として今更に旅行の客となりぬる心地せらる夫より三日目ゝ至れバ北方に大陸を望み漸く進むゝ隨て行先に一個の燈臺を發見す之れは是れ香港の入口なり船の着する所は香港の對岸なるコルーンの棧橋にて之れより香港までの端舟賃は支那人なれば一人前三四錢より五錢內外にて右れ外モーニングスターと云へる小蒸汽の乘合船あり一人五錢より十錢までとす又ゝ別に小蒸汽船ありて外國人（日本人も）なれば無賃にて大抵三十分毎に香港迄を往復するものあり扨も香港は長崎を距ること一千零五十哩にえて山を負ひ海に面する所なれば市街皆坂にして運搬の不便容易ならざるもの、如し廣さハ横濱の三分一位に過ずして會社商店等ハ何れも海岸にあり日本領事館は海岸より二三丁程坂を上りたる右側の大館ゝて標札門内に入らざれば見へず不案内の者ゝは都合宜しからずと雖も遠く之を望めは旭日の國旗高く中天に翻るを見る、クイーンスロードは香港第一れ街路にえて道幅廣からざれ共歐洲造りの家屋櫛比して隨分立派あり、商賈は一般に掛直あり物により多くは三分の一に買取るを常とす又人情甚だ惡くして人力車にても端舟にても始めゝ直段を定めずて到着の後相當に與ふれば彼等必ず尾し來りて猶も請求止まず此時棒を振上げて叱咤すれば始めて逃去るの風なるが故に誰にても杖を携へさるの人はなし、日本銀貨一圓及び五十錢は尋常の價格に通用すれども二十錢は十八錢、十錢は八錢、五錢は四錢に通用するとなれば此等は豫先船內に於て交換するを利ありとす、當地に滯在する日本人は殆んど百名許りの由なれども市中多く見受くる者は西洋人と支那人との間の子なり、氣候は日本に比して餘程暖を覺ゆ、當地より日本へ送る書狀は碇泊時間長ければ自ら上陸えて郵便局に至ると可とすと雖も予は之と會計長に托する方を宜しと考ふ即ち會計長は之れ獨逸萬國郵便切手を附して之を共港の代理會社に托すれば會社は之を次に歐洲より來る獨逸郵船に托して送るが故に自ら郵便局を索むるの煩もなく碇泊時間の短き時には